

金融分科会特別部会及び割賦販売分科会個人情報情報小委員会合同会議
ヒアリング質問項目に対する回答

平成13年4月16日
株式会社シー・アイ・シー

業務の遂行にあたって、個人情報をどのように取り扱っているか。また、個人情報の保護に対してどのように取り組んでいるか。

- ・当社経営理念に掲げているとおり、「個人情報情報の保護と整備」を会社の達成すべき最高の価値と位置づけ、各般の個人情報情報の保護対策を実施している。(その概要は、別紙2を参照)
- ・これに加え、個人情報情報の保護と利用の適正化をさらに推進するため、関係する業界団体((社)日本クレジット産業協会、(社)全国信販協会)と共同で、クレジット業界としての自主ルールについて、平成10年12月より検討を進め、本年3月28日に「クレジット産業における個人情報保護・利用に関する自主ルール」として制定したところである。
この自主ルールは、クレジット業界に属する与信業者および当社にとって、個人情報保護法案の規制内容をも十分考慮しつつ、個人情報情報の保護・利用の適正化を図っていくための今後の行動規範となるもので、これによって個人情報保護、多重債務問題等の社会的要請に応えて行くこととしている。
(その概要は、別紙3を参照)

を踏まえ、「個人情報保護に関する法律案」をどのように評価しているか。

- ・今回の個人情報保護法案は、当初の基本法構想とは大分異なり、一定の行為規制と実効性担保措置をも盛り込んだ個人情報保護の一般法として評価している。
- ・また、法案では、クレジット業者や信用情報機関が該当する「個人情報取扱事業者」の遵守義務について規定されたが、これらは従来の「個人情報保護・利用の在り方に関する懇談会」報告および「個人情報保護・利用の在り方に関する作業部会」での議論の方向と大筋において合致していると考えられる。

信用情報機関及び会員事業者による個人信用情報の共同利用システムについては、どのような個人情報の保護措置が必要と考えるか。

- ・ 個人情報保護法案の「個人情報取扱事業者」に係る規制は、必要最小限のものとして理解しており、法文の解釈・運用が今後明らかになるまでは確たることは言えないが、今のところ、特に支障はないと考えられる。
- ・ クレジット業界の自主ルールは、個人情報保護法案の要求する規制水準を十分に満たしており（一部、法案を上回る厳しい内容となっている）従ってクレジット業界が保護法を遵守していくための実行基準ともなり得、法と自主ルールとが相俟って重層的な効果が期待できるものとする。
- ・ また、このような自主ルールは、法の規定の足らざるところを補い、かつ、情勢の変化や業務実態の事情に応じて弾力的な対応が可能となるもので、法による規制の強化は出来るだけ避ける必要がある。
- ・ このような観点から、個人信用情報の分野で、さらに個別法を制定する必要があるかどうかについては、慎重な検討を要すると思う。
- ・ しかしながら、敢えて申せば、今回の個人情報保護法案や自主ルールでカバーできず、法的措置が必要となると考えられるのは情報の漏洩・窃盗罪である。これについては、構成要件の明確化等に関し所要の検討を是非進めていただきたい。
- ・ 基本的に、現段階で個人信用情報の保護としては、上記情報漏洩・窃盗罪以外は個人情報保護法と自主ルールで足り、先ずこれらの運用を行い、その過程で何か問題があれば、その時に見直しを行い、要すれば個別法の制定を検討すればよいと思う。

以上

当社の現況

当社はクレジット会社の共同出資によって昭和59年9月に設立され、同60年4月より(社)日本割賦協会(現日本クレジット産業協会)の信用情報交換所および(株)日本信用情報センターの業務を継承して事業を開始した。

以降、個人信用情報の保護につとめながら多重債務防止・適正与信の推進に貢献すべく、個人信用情報の量的・質的向上に取り組んできたところであり、平成13年3月時点での事業の規模・概況は次のとおりである。

- 会員数 891社(稼動窓口数 6,095)
- 会員業種 信販会社、家電・自動車メーカー系クレジット会社
百貨店、量販店、専門店会、流通系クレジット会社
銀行系クレジットカード会社、保証会社、リース会社等
- 登録情報件数 188,399千件
(内訳) 契約情報 160,455千件 } クレジット情報
異動情報 3,988千件 }
申込情報 22,618千件 }
参考情報 1,336千件 }
- 照会件数 129,377千件(12年度累計。月平均10,781千件。
バッチ照会分は除く。)
- 消費者開示件数 40,180件 (12年度累計。月平均3,348件。)
- その他
 - ・支店 全国11ヵ所
 - ・システムセンター 東京 代々木 (通商産業省 情報処理サービス業
情報システム安全対策実施認定事業所)
 - ・バックアップセンター 大阪 豊中市

以上

当社における主な個人情報保護措置の概要

【 経営理念 】

C I Cは会員および消費者からの信頼のもと、個人情報情報の保護と整備に努め、消費者信用の健全な発展を通じて豊かな社会の実現に貢献する

1. 個人情報情報取り扱い基準

個人情報情報の取り扱いについては、昭和61年3月発出の通商産業省通達(「消費者信用情報機関等における消費者信用情報の管理等について」)および個人情報保護に関する通商産業省ガイドライン、通商産業省の情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定基準等に基づき、業務運営規則、安全管理規程等を制定している。

2. 個人情報情報へのアクセスの制御

- ・個人情報情報へのアクセスを伴う業務の集中化(場所と人の制限)
- ・アクセス資格の制限、指紋照合・パスワードによる個人の特定
- ・アクセス証跡の取得と管理 など

3. 個人データの暗号化

- ・暗号化ソフト(C I Cロック、C Pロック)の導入

4. 業務処理手順・方法の明確化とその遵守

- ・個人情報情報の取り扱い業務におけるI S O 9 0 0 2の取得による品質システムの導入

5. 監査による業務処理状況のチェック

- ・内部監査(社内に専門の監査部署を設置して実施)
- ・外部監査(安全対策検査、I S O定期審査、監査法人による業務監査)

6. 社員教育・訓練の徹底

- ・定期的な個人情報保護教育、安全管理教育の実施

7. 会員における情報の不適切利用の防止

- ・業務運営規則等の遵守
- ・モニタリングによる指導
- ・より安全な照会システムの使用推進
- ・情報管理委員会による罰則適用

以上

「クレジット産業における個人情報保護・利用に関する自主ルール」の 要 点

今回制定した「クレジット産業における個人情報保護・利用に関する自主ルール」は、5部37条(全46ページ)の内容となっているが、その要点は次の通りとなっている。

- (1)クレジット産業としての自主ルールであること。
- (2)保護の対象となる情報の範囲について、「電子計算機処理された情報」に限らず、「ファイリング処理されたマニュアル情報」も対象であること。
- (3)個人情報の保護については、政府の「個人情報の保護に関する法律案」が求める水準以上に手厚く保護すること。
(自社内における情報の利用についても情報主体の「同意」を得ること、原則としてハイリーセンシティブ情報の収集等は行わないこと等。)
(例)【自主ルールにおける情報の利用・提供に関する規定】
「同一企業内であっても情報主体が想定しないような部門が利用する場合には、改めて情報主体の事前の明示的な同意を得ることが必要である。」
- (4)学識経験者、消費者代表等から構成される中立的な協議会を設け、自主ルール遵守の監視・指導を行い、実効性の確保を図ること。
注：具体的な実効性確保策としては、社名公表等がある。

(5) 多重債務者の発生の防止等に努めるため、

与信業者等が個人信用情報機関に登録しなければならない情報の範囲を全件登録とし、

従来のキャッシングの残高等の情報に加え、ショッピングについての成約情報(クレジット契約が新規に締結されたことをあらかず情報)についても対象とすることとした。

また、販売信用取引等の申込を受けた場合は、原則として個人信用情報機関に全件照会を行う。

(6) 情報の目的外利用の禁止の徹底を図るため、

登録された情報を、与信等の目的以外に利用してはならないことを改めて明確にするとともに、

個人信用情報機関に照会した事実は、すべて登録し、本人の請求に応じて開示することとした。

(7) 個人信用情報機関が事業者の情報登録義務の違反や目的外利用を防止するため、モニタリングを行い、調査・監視することとした。

(8) 与信業者および個人信用情報機関に個人信用情報保護・利用のためのコンプライアンス・プログラム(実践遵守計画)の策定を義務付けた。

以上